

1. 郵便のユニバーサルサービスの確実な提供及び郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置状況

(1) 一般貨物自動車運送事業における行政処分に対する対応

6月25日付の行政処分により、当社では6月26日から、一般貨物自動車運送事業で使用している1トン以上の車両（約2,500台/全国の約330局の郵便局で使用）が使用できなくなりました。これまでトラックを使用していた約118,200便のうち、約58%を他の運送会社及び日本郵便輸送株式会社に委託することとし、確実な点呼の実施を大前提として、残りは軽四輪車への切替えなどの移行対応を進めました。そして、6月19日から順次、自社の1トン以上の車両を使用しない新たなオペレーションに移行し、6月26日以降は1トン以上の車両は使用していません。

(2) 貨物軽自動車運送事業における行政処分に対する対応

5月7日から、貨物軽自動車運送事業を営む当社営業所に対して、国土交通省による特別監査が実施されており、9月3日付、同省から111局に対する弁明通知を受領しました。そして、10月1日付、新たに111局に対する行政処分通知を受領し、10月8日から行政処分が執行されました。

その後も、順次、貨物軽自動車運送事業を営む当社営業所に対する行政処分通知を受領しております。

なお、今回の貨物軽自動車運送事業の行政処分は、一般貨物自動車運送事業のような事業許可の取り消しにより、当社の全ての車両が使用できなくなるものではありません。違反内容や配備車両数規模に応じて、事業所単位で停止する車両台数や停止期間がそれぞれ決定されており、各郵便局で一部の軽四輪車（配備車両が1台の場合は当該1台）が一定期間使用できなくなるものです。

当社としては、行政処分が執行される郵便局では、他の運送会社への委託を基本に、確実な点呼の実施を大前提とした、自社が保有する行政処分の対象外となる軽四車両又は二輪車の活用、近隣局からの応援等、最適でかつ確実なオペレーション確保策を実施しています。

郵便のユニバーサルサービス及び郵便・物流サービスの提供状況等

2. 郵便のユニバーサルサービス及び郵便・物流サービスの提供状況

- (1)

一般貨物自動車運送事業における行政処分に係る影響

当社は6月19日より、1t以上の車両の業務を他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、当社が保有する軽四車両（約32,000台）等の活用など、自社の1トン以上の車両を使用しない新たなオペレーションに移行していますが、移行後から現在まで、1トン以上の車両を使用していた郵便局において、行政処分を起因とするトラブルは発生しておりません。
- (2)

貨物軽自動車運送事業における行政処分に係る影響

貨物軽自動車運送事業の行政処分が執行された郵便局では、他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、当社が保有する行政処分の対象外となる軽四車両又は二輪車の活用、近隣局からの応援等、最適でかつ確実なオペレーションを確保しており、現時点で行政処分を起因とするトラブルは発生していません。
- (3)

サービス提供水準の状況

当社が実施している送達日数調査の結果、新たなオペレーションへ移行した6月19日以降も、移行前と変わらず、サービス提供水準を確保できております。

仮に、本調査の結果において、前年と比較し、配達日数遵守率が大幅に下回ることが判明した場合は、直ちに原因究明を行うほか、適切な事後措置を講じることで、今後も高品質な郵便・物流サービスを安定して提供し続けることができるよう努めてまいります。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
送達日数遵守率	2024年度	98.2%	97.8%	97.4%	97.6%	96.2%	97.5%	97.3%	97.5%	96.5%	97.7%	97.2%	97.5%
	2025年度	98.2%	98.2%	97.3%	97.4%	97.4%	97.6%	97.3%	97.3%				